

令和4年2月7日

## 事業基盤強化促進業務における指定金融機関の指定について

造船法（昭和25年法律第129号）第18条第1項の規定に基づき、令和4年1月24日付けで同条第4項第3号ロに規定する指定金融機関として次の金融機関を指定したので、同法第19条第1項の規定に基づき公示する。

### 1. 指定金融機関の商号又は名称

株式会社日本政策投資銀行

### 2. 指定金融機関の住所

東京都千代田区大手町一丁目九番六号

### 3. 事業基盤強化促進業務を行う営業所又は事務所の所在地

本店 東京都千代田区大手町一丁目九番六号

北海道支店 北海道札幌市中央区北三条西四丁目一番地

東北支店 宮城県仙台市青葉区中央一丁目六番三十五号

新潟支店 新潟県新潟市中央区東堀前通六番町千五十八番地一

北陸支店 石川県金沢市広岡三丁目一番一号

東海支店 愛知県名古屋市中村区名駅三丁目二十八番十二号

関西支店 大阪府大阪市中央区今橋四丁目一番一号

中国支店 広島県広島市中区袋町五番二十五号

四国支店 香川県高松市亀井町五番地の一

九州支店 福岡県福岡市中央区天神二丁目十二番一号

南九州支店 鹿児島県鹿児島市東千石町一番三十八号

※本資料の内容は、令和4年2月7日付け官報第670号に掲載されたもの。